

正しい理解で利益を増やす

# 建設業の消費税

=全7回の2=

日本経営士会 経営士 服部正雄

本則課税事業者の多くが勘違いされる事例

損も得もありません(図参照)。消費税率が変わっても本則

例を示します。  
 ①税込み売り上げ1080万円(仮受け消費税80万円)、税込み原価864万円(仮払い消費税64万円)、工事粗利益は1000万円から800万円を引いた200万円  
 ②税込み売り上げ1080万円(仮受け消費税80万円)、税込み原価880万円(仮払い消費税80万円)、工事粗利益は1000万円から800万円を引いた200万円  
 ③税込み売り上げ1100万円(仮受け消費税100万円)、税込み原価864万円(仮払い消費税64万円)、工事粗利益は1000万円から800万円を引いた200万円  
 ④税込み売り上げ1100万円(仮受け消費税100万円)、税込み原価880万円(仮払い消費税80万円)、工事粗利益は1000万円から800万円を引いた200万円

## 将来使用の増税前購入にメリットなし

本則課税事業者が勘違いしているのは、将来使用する資材などの先行仕入れを増税前に実施する方が得をするということ。また、9月に完成する消費税8%の工事売上げに対して、外注業者請求書が10%で請求された場合にわが社は損にならないかという勘違いをされている会社があります。

課税の建設会社では、税抜き工事売り上げと税抜き原価(外注・仕入れなど)の差額が工事ごとの粗利益となるため、損も得もない訳です。

課税の建設会社では、税抜き16万円となり消費税100万円から仮払い消費税64万円を引いた36万円となります。

結論として本則課税の会社では、消費税のアップによる

①工事売り上げ8%・仕入れ原価8%  
 ②工事売り上げ8%・仕入れ原価10%  
 ③工事売り上げ10%  
 ④工事売り

消費税率は、仮受け消費税80万円から仮払い消費税80万円を引いた200万円

消費税率は、仮受け消費税100万円から仮払い消費税80万円を引いた200万円となります。

本則課税の会社では、仮受け消費税と仮払い消費税の差額を納付するため、税抜きでの会社売

税抜き工事売上 1000万	仮受消費税
税抜き外注仕入 800万	仮払消費税

消費税率は、仮受け消費税100万円から仮払い消費税80万円を引いた200万円となります。

本則課税の会社では、仮受け消費税と仮払い消費税の差額を納付するため、税抜きでの会社売